

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 8 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380100

研究課題名(和文)知的障害者等の取調べに対する法的規制～イギリス法に基づく立会い制度論の構築

研究課題名(英文)Police Interview of Mentally Vulnerable Suspects

研究代表者

京 明 (KYO, Akira)

関西学院大学・司法研究科・准教授

研究者番号：90513375

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、未だイギリスにおいても、(1)知的障害等の障害の判定が警察官にとって困難であること、及び(2)障害があるとされた場合でも、被疑者取調べへの立会いのための人的資源(特に障害者支援のスキルを持つ者)の確保が困難だという、2つの運用上の課題を解決しえていないことを明らかにした。これらの運用上の課題は、今後日本において取調べへの第三者立会いの試行を発展的に拡大させていくうえでも避けて通ることができない重要な課題であり、新たな法制度として具体的に制度設計していくためには、今後も引き続きイギリスの動向と取組みを注視していく必要がある。

研究成果の概要(英文)：This research examined practices and implications of the Appropriate Adult (AA) scheme in England & Wales in order to evaluate the pilot scheme in Japan for mentally vulnerable adults suspects. The research findings include the facts that there are significant shortcomings in current AA provision for mentally vulnerable adult suspects, particularly in terms of inadequate police practices with respect to identification of suspects' vulnerabilities and need for AAs, and that many vulnerable adults do not receive the support of an AA or receive it for part of the custody process. Those findings suggest that the pilot scheme in Japan will inevitably face those problems in E&W if it needs to be developed into a new legal system. We have to take those problems seriously just in case of future reform.

研究分野：刑事法学

キーワード：被疑者取調べ 知的障害者 イギリス 適切な大人

1. 研究開始当初の背景

(1) 取調べの録音・録画をめぐる状況

被疑者取調べの法的規制に関しては、平成25年3月から同26年7月まで、法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会（以下、「特別部会」と略す）において、取調べの録音・録画（いわゆる可視化）の立法化が検討されていた。また、取調べの録音・録画に関しては、すでに警察及び検察段階で試行が開始され、その状況は特別部会でも報告されていた。

(2) いわゆる供述弱者への対応状況

他方で、取調べの法的規制は、実は録音・録画にとどまるものではない。例えば、知的障害者などコミュニケーション能力に問題がある被疑者の取調べに対しては、平成23年以降、検察レベルにおいて、その録音・録画に加え、さらに、心理あるいは福祉関係者による取調べへの助言・立会いも試行されており、その運用状況は、特別部会（例えば第13回）での配付資料においても報告されていた。

もともと知的障害者などコミュニケーション能力に問題がある被疑者の場合には、その障害等の影響により、被疑者取調べにおいても被暗示性・迎合性という特性を一般に強く持つとされ、したがって虚偽自白をする可能性が一般的・典型的に高いと考えられてきた。そのため、このような類型に属する被疑者の場合に、録音・録画にとどまらず、そのような供述特性に理解のある第三者の立会いも必要であることは比較的理解しやすい。

しかし、仮にそのような第三者の立会いも必要であるとして、制度論として現在の日本の取組みの持つ法的性格を客観的にどのように評価することができるのかについては、実務的にはもちろん、刑事訴訟法学においてもほとんど明らかにされていなかった。このような問題の背景には、もともと知的障害者等の供述の任意性・信用性に対する理論的な検討が不十分であったこと、そして、そのこととも関連して、取調べへの第三者立会い制度について、これまで比較法的な検討が不十分であったなどの事情があった。

2. 研究の目的

(1) 以上のような状況をふまえ、本研究では、知的障害や発達障害を持つ者などコミュニケーション能力に問題がある者を被疑者として取調べる場合には、彼（女）らの供述特性に配慮し虚偽自白を防止するために、これらの者に心理的・福祉的支援を提供する第三者を立会わせるべきことを、イギリス法を参考にして検討し、制度モデルの構築を図ることを目的とする。

(2) イギリス法を参考としたのには理由がある。実はすでにイギリスでは、1980年代後半以降、少年や知的障害者などの「要支援被疑者(vulnerable suspects)」が逮捕・留置

された場合には、弁護権の保障に加えてさらに、弁護人以外の「適切な大人(Appropriate Adult)」に出頭を求め、緊急を要する例外的な状況を除いて、原則として取調べへの立会いを求める法制度（以下、AA制度という）が認められているからである。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、日本における供述弱者に対する取調べ立会いの試行状況を客観的・相対的に評価するための比較法的な参考として、イギリスのAA制度に着目する。そして、日本における試行を発展的に拡大させ法制度化していくためにも、AA制度の現状と課題について、特に知的障害者等の場合に注目して検討しようとするものである。その意味で本研究は、イギリス法を比較法的な素材とする被疑者取調べへの立会いに関する制度論である。

(2) その場合の具体的な研究方法としては、

現在の日本法に関する現状と課題を明らかにしたうえで、AA制度に関する国内外の関連文献を収集・検討しつつ、さらにイギリス現地でのインタビュー調査を行うという、3つの方法を支柱とした。そして、研究の全期間(3年間)を通じて、及びを実施すると同時に、文献の検討等だけでは明らかにしえない点を実証的に掘り下げて検討するために、適宜イギリスでのインタビュー調査を実施した。また、あわせてその際、イギリスでしか入手しえない文献の収集・検討にも努めた。

4. 研究成果

(1) 平成26年度

研究の初年度にあたる平成26年度は、今後3年間の足がかりをしっかりと固めるために、現在の日本法に関する現状と課題を可能な限り明らかにするとともに、AA制度に関する文献についても徹底的にリストアップし、その収集及び検討に努めることを目標とした。

に関する研究実績としては、各種研究会における研究発表が中心となった。他方、文献収集に関しては、2015年2月に、最終年度に向けての予備的な海外調査を行ったことにより、イギリスでしか入手できない文献の存在を含め、日本では容易に知り得なかった文献の存在を多数知り得た点に大きな収穫があった。また、その際、ポーツマス大学・刑事司法研究所のトム・エリス氏等にインタビュー調査を行ったことにより、AA制度をめぐる現在のイギリスの問題状況を知り得たことも大きな収穫であった。

(2) 平成27年度

研究の2年目にあたる平成27年度は、前年度に引き続き文献・資料の入手に鋭意努めるとともに、入手した資料を整理・検討し

たうえで、本研究の理論的な深化を図ることを目標とした。そして、これらの目標については、幸い本務校である関西学院大学からイギリス・ポーツマス大学での1年間の在外研究期間を与えられたこともあり、非常に大きな成果が得られた。

具体的には、文献の収集については、留学先であるポーツマス大学の大学図書館を利用することにより、AA制度に関する学位論文の閲覧をはじめ、新旧様々な図書及び雑誌文献を調査及び入手することができた。また、インタビュー調査についても、留学先であるポーツマス大学・刑事司法研究所の研究者スタッフ、とりわけ留学の受け入れ教員であるトム・エリス氏に適宜インタビュー調査を行うことができたほか、現地の裁判実務家にもインタビュー調査を行ったことにより、理論と実務の両面から幅広い視野をもってイギリス刑事・少年司法制度の全体像を俯瞰したうえで、AA制度についても理解を深めることができた。

(3) 平成28年度

最終年度にあたる平成28年度は、前年度以前からの文献調査及び国内の取調べ立会い試行状況に関する調査をふまえて、これらにさらに前年度におけるイギリスでの在外研究の成果も加えて、これまで得られた知見をまとめ、各種研究会等で研究発表するよう努めた。さらに、これまでの研究で未だ明らかにしえなかった点や、研究の進展に伴い新たに直面した問題点を検討するため、平成29年3月上旬に再度イギリスでの現地調査を実施し、上記エリス氏へのインタビュー調査を含め、理論と実務の両面からイギリスの問題状況について、あらためて認識を深めることができた。

(4) 総括

以上のような研究活動を通じて、イギリスのAA制度について明らかになったのは、以下の点である。

まず、日本の試行制度を評価する前提ないし比較基準としての、イギリスのAA制度に対する評価である。従来、研究代表者は、供述弱者の取調べへの立会い制度をめぐるのは、(ア)支援型、(イ)協力型、そして両者の中間的なものとして、(ウ)通訳型の3つのモデルがあるとし、AA制度は基本的に(ア)に属するものと捉えてきた(後掲・参考文献及び)。

しかし、本研究の遂行、とりわけイギリスでの現地調査を通じて明らかになったのは、AAの担い手としてボランティア派遣が活発化し、むしろ主流になりつつあることによって、(ア)としての性格がやや後退し、むしろ(ア)と(イ)を統合したような実質を持ち始めているということである。とすれば、日本の立会い試行制度とも接近しつつあるとの評価も可能であり、AA制度の日本への

導入可能性が、決して非現実的な問題ではないことを示唆するものといえる。

次に、AA制度の運用上の課題、とりわけ知的障害等がある被疑者の場合に、イギリスは従来から2つの運用上の課題を抱えていたことが指摘されてきた。すなわち、(ア)障害の有無の判定が困難だという課題、そして(イ)障害があるとされた場合でも、取調べ立会いのための人的資源(特に障害者支援のスキルを持つ者)の確保が困難だという課題である(詳細については、後掲・参考文献第5章)。

この点に関し、本研究の遂行、とりわけイギリスでの現地調査を通じて明らかになったのは、これら(ア)及び(イ)の問題は相互に密接に関連しており、制度全体として考えた場合、いまだイギリスにおいてもこれらの課題は十分解決されていないということであった。このような運用上の問題点は、今後日本において立会いの試行を発展的に拡大させていくうえでも避けて通ることができない重要な課題であり、具体的・実践的な立会い制度論を構築していくには、今後も引き続きイギリスの動向と取組みを中止していく必要がある。

他方で、日本における取調べ立会いの試行は、当初予想されていたほど活発化するに至っていない。その背景と今後の展望についても、イギリスとも比較しながら、引き続き検討していく必要がある。

<参考文献>

京明、要支援被疑者(vulnerable suspects)の供述の自由、刑法雑誌53巻2号、2014年、179-196

京明、要支援被疑者(vulnerable suspects)の供述の自由、関西学院大学出版会、2013年、全267頁

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件)

京明「特に信用すべき書面」井上正仁・大澤裕・川出敏裕(編)刑事訴訟法判例百選(第10版、別冊ジュリスト232号)2017、査読無、194-195

トム・エリス、京明「Reassessing Juvenile Justice in Japan: Net widening or diversion?」、The Asia-Pacific Journal Volume 15, Issue 9, Number2, 2017、オンライン版、査読無、A4で全17頁

<http://apijf.org/2017/09/Ellis.html>

京明「平野龍一博士の控訴審構造論」、近畿大学法学、査読無、64巻3・4号、2017、56-73

トム・エリス、京明「Juvenile Justice in Japan」Oxford Handbooks Online、

2017、オンライン版、査読有、A4 で全
44 頁

<http://www.oxfordhandbooks.com/view/10.1093/oxfordhb/9780199935383.001.001/oxfordhb-9780199935383-e-65?rskey=60eT0I&result=1>

DOI:10.1093/oxfordhb/9780199935383.0
13.65

京 明「いわゆる攻防対象論の適用が単純
一罪の事案に対しても認められた事例」
法律時報、査読無、2014、86 巻 8 号、
126-129

〔学会発表〕(計 1 件)

トム・エリス、京 明「Net widening or
diversion? Reassessing youth justice
in Japan」2016 年 7 月 6 日イギリス犯罪
学学会(於:イギリス・ノッティンガム・
カンファレンスセンター)

[http://epubl.imp.blob.core.windows.net/criminology/BSC%20Conference%20Programme%20\(004\).pdf](http://epubl.imp.blob.core.windows.net/criminology/BSC%20Conference%20Programme%20(004).pdf)

〔図書〕(計 2 件)

京明、法律文化社、川崎英明・葛野尋之
(編著)リーディングス刑事訴訟法(そ
のうち第 11 講「別件逮捕・勾留」を単
独執筆)2016、(138-152 頁)432 頁

京明、日本評論社、川崎英明・白取祐司
(編著)刑事訴訟法理論の探究(その
うち第 3 章「別件逮捕・勾留:実体喪失
説の有力化と本件基準説の課題」を
単独執筆)2015、(48-62 頁)272 頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等
特になし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

京 明 (KYO, Akira)
関西学院大学・司法研究科・准教授
研究者番号: 9 0 5 1 3 3 7 5

(2) 研究分担者

なし()

研究者番号:

(3) 連携研究者

なし()

研究者番号:

(4) 研究協力者

トム・エリス (ELLIS, Tom)
イギリス・ポーツマス大学・刑事司法研
究所・主任講師(日本では教授相当)